

者) に対して当該治験に関する説明を行い、当該治験への継続参加について同意を得ること及び被験者の身元が明らかでない者は治験の対象から除かれることについて、第7条第1項第7号又は第15条の4第1項第8号の「治験の方法」及び第7条第1項第8号又は第15条の4第1項第9号の「被験者の選定に関する事項」として治験実施計画書に記載されていること。なお、治験責任医師がこの経過と結果を治験審査委員会に報告することについても記載されていること。

注2) 治験審査委員会は提出された治験実施計画書及びその他の文書が関連する倫理的問題を適切に配慮しているものであり、かつ第7条第3項又は第15条の4第3項の規定に従っているものであることを確認し、治験審査委員会の承認文書中に治験に加わった者の人権、安全及び福祉を保護する方法が明記されていなければならない(第32条第1項の解説8を参照)。

4 このような例外的な場合でも、被験者(又はその代諾者となるべき者)に対し、できるだけ速やかに当該治験に関する説明を行い、治験の継続及びその他の適切な事項について文書により同意を得なければならない。また、その経過と結果を治験審査委員会に報告すること。(局長通知)

#### 5. 第五章 再審査等の資料の基準

##### (再審査等の資料の基準)

第56条 法第14条(法第23条において準用する場合を含む。)又は第19条の2の承認を受けた者が行う医薬品の臨床試験の実施に係る法第14条の4第4項及び第14条の5第4項に規定する資料の収集及び作成については、第4条から第6条まで、第7条(第3項第1号を除く。)、第9条、第10条(第2号を除く。)、第11条から第16条まで、第17条第1項、第18条から第23条まで、第24条第1項及び第2項並びに第25条から第55条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「治験」とあるのは「市販後臨床試験」と、「治験実施計画書」とあるのは「市販後臨床試験実施計画書」と、「治験責任医師」とあるのは「市販後臨床試験責任医師」と、「治験国内管理人」とあるのは「市販後臨床試験国内管理人」と、「治験調整医師」とあるのは「市販後臨床試験調整医師」と、「治験調整委員会」とあるのは「市販後臨床試験調整委員会」と、「治験分担医師」とあるのは「市販後臨床試験分担医師」と、「治験責任医師等」とあるのは「市販後臨床試験責任医師等」と、「治験依頼者」とあるのは「市販後臨床試験依頼者」と、「治験薬管理者」とあるのは「市販後臨床試験薬管理者」と、「治験協力者」とあるのは「市販後臨床試験協力者」と、「治験審査委員会」とあるのは「市販後臨床試験審査委員会」と、これらの規定(見出しを含み、第11条、第16条第1項、第2項及び第5項から第7項まで、第17条第1項並びに第39条を除く。)中「治験薬」とあるのは「市販後臨床試験薬」と、第11条中「治験薬」とあるのは、「被験者、市販後臨床試験責任医師等又は市販後臨床試験協力者が被験薬及び対照薬の識別をできない状態(以下「盲検状態」という。)にした市販後臨床試験薬」と、第16条第1項第1号中「治験用」とあるのは「市販後臨床試験用」と、同条第1項、第2項及び第5項から第7項まで、第17条第1項並びに第39条中「治験薬」とあるのは「盲検状態にした市販後臨床試験薬」と、第18条見出し中「多施設共同治験」とあるのは「多施設共同市販後臨床試験」と、第20条第2項中「法第80条の2第6項」とあるのは「法第77条の4の2」と、同条第3項中「治験実施計

画書及び治験薬概要書」とあるのは「治験実施計画書」と、第 26 条第 1 項中に係る医薬品についての製造若しくは輸入の承認を受ける日（第 24 条第 3 項の規定により通知したときは、通知した日後 3 年を経過した日）又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再評価が終了した日後 5 年間」と、第 34 条中「に係る医薬品についての製造若しくは輸入の承認を受ける日（第 24 条第 3 項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日）又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再評価が終了した日後 5 年間」と、第 38 条見出し中「治験事務局」とあるのは「市販後臨床試験事務局」と、第 40 条第 2 項中「通知、又は同条第 3 項の規定により治験依頼者から申請書に添付しないことを決定した旨の通知」とあるのは「通知」と、第 41 条第 2 項中「に係る医薬品についての製造若しくは輸入の承認を受ける日（第 24 条第 3 項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後 3 年を経過した日）又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再評価が終了した日後 5 年間」と、第 42 条第 2 号中「治験実施計画書、治験薬概要書」とあるのは「治験実施計画書」と読み替えるものとする。

#### 1. 適用対象について

薬事法第 14 条の 4 に基づく再審査申請、第 14 条の 5 に基づく再評価申請を行う際に提出する資料の適合性の基準のうち市販後臨床試験に関するもの。ただし、市販後臨床試験を実施する際には、本基準によるほか、「医薬品の市販後調査の基準」（GPMSP）によること。

#### 2. 適用基準について

1) 承認審査資料の基準を読替えることを除き原則的に同じ

2) 市販後臨床試験の特性に鑑み、適用除外として次のようなものがある。

##### ① 第 7 条第 3 項第 1 号

第 50 条第 1 項（被験者となるべき者に対する説明と同意）及び第 2 項（代諾者に対する説明と同意）の同意を得ることが困難と予想される者を対象にしている場合に、実施計画書に記載しなければならない事項のうち、「当該被験薬が、生命が危険な状態にある疾病者に対して、その生命の危険を回避するため緊急に使用される医薬品として、製造又は輸入の承認を申請することを予定しているものであることの説明。」を除外する。

（適用除外の理由）

治験段階の薬物にあっては、有効性が確認されていないが、承認後に実施される再審査、再評価のための市販後臨床試験においては、適用する必要が無い。

##### ② 第 8 条

第 5 条に規定する被験薬の品質、毒性、薬理作用に関する試験その他治験の依頼をするために必要な試験により得られた資料及び被験薬の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいた治験薬概要書の作成と改訂を除外する。

（適用除外の理由）

市販後臨床試験は既承認医薬品を用いて行われるため、治験薬概要書にあたるものの作成を行う必要はない。なお、盲検比較試験においても既承認医薬品が用いられるが、この際にも使用される被験薬及び対照薬は、市販後臨床試験実施計画書中で明らかなため概要書の作成を求めない。

③ 第10条第2号

治験の依頼をしようとする者があらかじめ実施医療機関の長に提出しなければならない文書から、治験薬概要書を除外する。

(適用除外の理由)

②の理由と同様に市販後臨床試験においては治験薬概要書にあたるものを作成する必要はない。

③ 第17条第2項

治験依頼者は、治験薬を医薬品の販売業者その他の第三者を介在させることなく、直接実施医療機関に交付しなければならない。

(適用除外の理由)

市販後臨床試験は既承認医薬品を用いるため、販売業者等を介在して医療機関に交付させることができる。

ただし、市販後臨床試験を実施するには「医薬品の市販後調査の基準に関する省令」に準拠する必要があるため、契約の際には、市販後調査を適切に行う能力がある受託者に委託することが求められている。それ故、第三者を介在した市販後臨床試験薬の交付を禁止するものではない。

⑤ 第24条第3項

治験依頼者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料を法第14条第3項に規定する申請書に添付しないことを決定した場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。

(適用除外の理由)

「医薬品の市販後調査の基準に関する省令」では、製造業者等にその実施する市販後臨床試験等に関し、市販後調査管理表及び市販後調査基本計画書の作成を求めている。

3) 再審査等の資料の基準における読替え

治験→市販後臨床試験

治験実施計画書→市販後臨床試験実施計画書

治験責任医師→市販後臨床試験責任医師

治験国内管理人→市販後臨床試験国内管理人

治験調整医師→市販後臨床試験調整医師

治験調整委員会→市販後臨床試験調整委員会

治験分担医師→市販後臨床試験分担医師

治験責任医師等→市販後臨床試験責任医師等

治験依頼者→市販後臨床試験依頼者

治験薬管理者→市販後臨床試験薬管理者

治験協力者→市販後臨床試験協力者

治験審査委員会→市販後臨床試験審査委員会

治験用→市販後臨床試験用

多施設共同治験→多施設共同市販後臨床試験

治験事務局→市販後臨床試験事務局

4) 市販薬を用いる市販後臨床試験の特例

① 第11条

市販後臨床試験の依頼をしようとする者は、市販後臨床試験の契約が締結される前に、実施医療機関に対して被験者、市販後臨床試験責任医師等又は市販後臨床試験協力者が被験薬及び対照薬の識別をできない状態（盲検状態）にした市販

後臨床試験薬を交付してはならない。

(市販薬を用いる場合)

そもそも市販薬は、臨床現場に提供されているものであり、契約の締結に関わらず販売授与されることが想定されるものであり、契約前の交付を禁じる意味がないため適用除外とされている。

② 第 16 条

第 1 項 市販後臨床試験依頼者が盲検状態にした市販後臨床試験薬の容器又は被包に邦文で記載しなければならない事項。

第 2 項 市販後臨床試験依頼者が市販後臨床試験薬に添付する文書、その盲検状態にした市販後臨床試験薬又は容器若しくは被包（内袋を含む。）に記載してはならない事項。

第 5 項 市販後臨床試験依頼者が盲検状態にした市販後臨床試験薬に関する作成しなければならない記録。

第 6 項 市販後臨床試験依頼者は、市販後臨床試験の契約の締結後遅滞なく、実施医療機関における盲検状態にした市販後臨床試験薬の管理に関する手順書を作成し、これを実施医療機関の長に交付しなければならない。

第 7 項 市販後臨床試験は、必要に応じ、盲検状態にした市販後臨床試験薬の溶解方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを市販後臨床試験責任医師等、市販後臨床試験協力者及び第 39 条第 1 項に規定する市販後臨床試験薬管理者に交付しなければならない。

(市販薬を用いる場合)

上記各号は、市販薬を用いた場合には適用されない。なお、第 3 項は、元々盲検状態の医薬品に関する条項であり市販薬を用いた場合は関係ないこと。また、第 4 項は適切な包装を求めるものであり盲検状態の有無に関わらず遵守すべき事項であること。

③ 第 17 条第 1 項

市販後臨床試験の依頼者は、盲検状態にした市販後臨床試験薬の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている製造所において製造された盲検状態にした市販後臨床試験薬を実施医療機関に交付しなければならない。

(市販薬を用いる場合)

市販薬を用いる場合は、GMP が既に適用されているため、本項を新たに適用する必要はない。

④ 第 39 条（盲検状態にした市販後臨床試験薬の管理）

第 1 項 実施医療機関の長は、第 16 条第 6 項の手順書を市販後臨床試験薬管理者に交付しなければならない。

第 2 項 前項の市販後臨床試験薬管理者は、第 16 条第 6 項の手順書に従って盲検状態にした市販後臨床試験薬を適切に管理しなければならない。

(市販薬を用いる場合)

市販薬を用いる場合は第 16 条の第 6 項で求める市販後臨床試験の管理の手順書による管理を行う必要はない。但し、自主的にこれを作成し管理を行うことを妨げるものではない。

3. 経過措置については、附則第 3 条に規定されているが、概略は次のとおり。  
治験と同様に市販後臨床試験についても経過措置が設けられている。「2: 適用基

準」で説明した点を除き治験と整合性が採られている。但し、薬事法で、治験に関する承認審査資料の基準が平成9年4月1日の法施行以降に申請された資料に適用されるのに比べ、再審査・再評価では法施行以降に収集、作成或いは公示される資料に適用される点が異なっている。適用は次の4区分に分かれる。

- 1) 施行日（平成9年4月1日）以前に収集、作成（市販後臨床試験実施計画書が作成）され、または現に収集、作成されている資料：従前の「医薬品の市販後調査の実施に関する基準」平成5年6月28日薬発572号局長通知）が適用される。
- 2) 施行日（平成9年4月1日）以降に市販後臨床試験実施計画書が作成され、平成9年6月30日までに依頼が行なわれた資料
- 3) 施行日（平成9年4月1日）以降に市販後臨床試験実施計画書が作成され、平成9年7月1日以降平成10年4月1日までに依頼が行なわれた資料
- 4) 施行日（平成9年4月1日）以降に市販後臨床試験実施計画書が作成され、平成10年4月1日以降に依頼が行なわれた資料

各条項毎に整理すると次表の様になる。

市販後臨床試験に係るGCPの適用について

	平成10年4月1日以降	平成10年3月末迄	平成9年6月末迄
第4条：業務手順書等	適用	適用	適用
第5条：毒性試験等の実施	適用	適用	適用
第6条：医療機関等の選定	適用	適用	適用
第7条：市販後臨床試験実施計画書〔第1項第3項を除く〕	適用	適用	適用
第1項（市販後臨床試験実施計画書の作成）〔第9号を除く〕	適用	適用	適用
第9号（原資料の閲覧に関する事項）	適用	非適用	非適用
第3項（本人及び代諾者の同意が困難）〔第1号を除く〕	適用	適用	適用
第1号（承認申請される医薬品の旨の記載）	適用除外		
第8条：治験薬概要書	適用除外		
第9条：説明文書の作成の依頼	適用	適用	適用
第10条：実施医療機関の長へ事前提出の文書〔第2号を除く〕	適用	適用	適用

第 2 号 (治験薬概要書)	適用除外		
第 11 条 : 盲検化した市販後臨床試験薬の事前交付の禁止	適用	適用	適用
第 12 条 : 業務の委託	適用	適用	適用
第 13 条 : 市販後臨床試験の契約 [以下の各号を除く]	適用	適用	適用
第 9 号 (市販後臨床試験薬管理)	適用	適用	非適用
第 10 号 (記録の保存)	適用	適用	非適用
第 11 号 (通知に関する事項)	適用	適用	非適用
第 12 号 (秘密保持)	適用	非適用	非適用
第 13 号 (市販後臨床試験費用)	適用	適用	非適用
第 15 号 (閲覧)	適用	非適用	非適用
第 14 条 : 被験者に対する補償措置	適用	適用	適用
第 14 条 : 市販後臨床試験国内管理人	適用	適用	適用
第 16 条 : 盲検化した市販後臨床試験薬の管理 [第 6 項以外]	適用	適用	適用
第 6 項 (管理   の手順書の作成)	適用	適用	非適用
第 17 条第 1 項 : 盲検化した市販後臨床試験薬の適切な製造	適用	適用	適用
第 2 項 : 第三者を介した交付の禁止	適用除外		
第 18 条 : 多施設共同市販後臨床試験	適用	適用	適用
第 19 条 : 効果安全性評価委員会の設置	適用	適用	適用
第 20 条 : 副作用情報	適用	適用	適用
第 21 条 : モニタリングの実施	適用	非適用	非適用

第 22 条：モニターの責務	適用	非適用	非適用
第 23 条：監査	適用	非適用	非適用
第 24 条：市販後臨床試験の中止等 [第 3 項 以外]	適用	適用	適用
第 3 項（収集市販後臨床試験資料不提出 の通知）	適用除外		
第 25 条：総括報告書	適用	適用	適用
第 26 条：記録の保存等	適用	適用	適用
市販後臨床試験審査委員会			
	平成 10 年 4 月 1 日以降	平成 10 年 3 月末迄	平成 9 年 6 月末迄
第 27 条：市販後臨床試験審査委員会の設置	適用	適用	適用
第 28 条：市販後臨床試験審査委員会の構成 等	適用	適用	適用
第 1 項（市販後臨床試験審査委員会の要 件）	適用	非適用	非適用
第 29 条：市販後臨床試験審査委員会の会議	適用	適用	適用
第 30 条：市販後臨床試験審査委員会の審査	適用	適用	適用
第 31 条：継続審査等	適用	適用	適用
第 33 条：市販後臨床試験審査委員会の意見	適用	適用	適用
実施医療機関			
	平成 10 年 4 月 1 日以降	平成 10 年 3 月末迄	平成 9 年 6 月末迄
第 35 条：実施医療機関の要件	適用	適用	適用
第 36 条：実施医療機関の長（業務手順書作成）	適用	非適用	非適用
第 37 条：モニタリング等への協力	適用	非適用	非適用

第 38 条：市販後臨床試験事務局	適用	適用	適用
第 39 条：盲検化した市販後臨床試験薬の管理	適用	適用	非適用
第 40 条：市販後臨床試験の中止等	適用	適用	適用
第 41 条：記録の保存	適用	適用	適用
市販後臨床試験責任医師			
	平成 10 年 4 月 1 日以降	平成 10 年 3 月末迄	平成 9 年 6 月末迄
第 42 条：市販後臨床試験責任医師の要件	適用	適用	適用
第 43 条：市販後臨床試験分担医師等	適用	適用	適用
第 44 条：被験者となるべき者の選定	適用	適用	適用
第 45 条：被験者に対する責務	適用	適用	適用
第 46 条：市販後臨床試験実施計画書からの逸脱	適用	適用	適用
第 47 条：症例報告書等	適用	適用	適用
第 48 条：市販後臨床試験中の副作用報告等	適用	適用	適用
第 49 条：市販後臨床試験の中止等	適用	適用	適用
被験者の同意			
	平成 10 年 4 月 1 日以降	平成 10 年 3 月末迄	平成 9 年 6 月末迄
第 50 条：文書による説明と同意の取得	適用	適用	適用
第 51 条：説明文書 [以下を除く]	適用	適用	適用
第 1 項第 10 号 (原資料の閲覧に関する事項)	適用	非適用	非適用
第 52 条：同意文書等への署名等	適用	適用	適用



第 53 条：同意文書の交付	適用	適用	適用	
+-----+-----+-----+	+-----+	+-----+	+-----+	+-----+
第 55 条：緊急状況下における救命的治験	適用	適用	適用	
+-----+-----+-----+	+-----+	+-----+	+-----+	+-----+

## 6. 第六章 治験の依頼等の基準

(法第 80 条の 2 第 1 項の厚生省令で定める基準)

第 57 条 法第 80 条の 2 第 1 項に規定する治験の依頼については、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 7 条第 1 項（第 9 号及び第 11 号から第 13 号までを除く。）、第 8 条第 1 項、第 11 条、第 13 条（第 1 項第 11 号、第 13 号から第 16 号まで及び第 18 号を除く。）、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。この場合において、第 4 条第 1 項中「実施医療機関及び治験責任医師の選定、治験薬の管理、副作用情報等の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る」とあるのは「治験薬の管理及び記録の保存の」と、第 5 条中「試験その他治験の依頼をするために必要な試験」とあるのは「試験」と、第 13 条中「前条の規定により」とあるのは「治験の依頼及び管理に係る」と読み替えるものとする。

本条は、法第 80 条の 2 第 1 項の厚生省令で定める基準、すなわち治験の依頼をしようとする者が治験の依頼をするに当たって従うべき基準（治験の依頼の基準）を定めている。

治験の依頼の基準は、従来薬事法施行規則第 67 条で定められていたが、本省令に引き継がれるとともに内容が拡充整理されている。

治験の依頼の基準は、承認審査資料の基準である治験の依頼に関する基準（第 2 章、第 4 条～第 15 条）と基本的に内容が同じであるため、同一の条項を準用することとしているが、本基準が被験者の保護のために設けられ、その違反について罰則の適用があることにかんがみ、被験者保護のため特に重要な規定のみを準用し、必要な読み替えを行うこととしている。

(法第 80 条の 2 第 4 項の厚生省令で定める基準)

第 58 条 治験依頼者が治験を依頼する場合においては、法第 80 条の 2 第 4 項に規定する治験をすることについては、第 27 条から第 55 条まで（第 29 条第 1 項第 2 号、第 31 条第 3 項、第 32 条第 3 項及び第 5 項、第 33 条第 3 項並びに第 48 条第 3 項を除く。）の規定を準用する。

2 自ら治験を実施する者が治験を実施する場合においては、法第 80 条の 2 第 4 項に規定する治験をすることについては、第 15 条の 2 第 1 項、第 15 条の 3、第 15 条の 4 第 1 項（第 10 号及び第 12 号から第 14 号までを除く。）、第 15 条の 5 第 1 項、第 15 条の 7（第 9 号、第 10 号及び第 12 号から第 14 号までを除く。）、第 15 条の 9、第 26 条の 2（第 1 項第 5 号及び第 7 項を除く。）、第 26 条の 7 第 1 項及び第 3 項、第 26 条の 12 第 5 号、第 27 条から第 55 条まで（第 29 条第 1 項第 1 号及び第 48 条第 2 項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第 15 条の 2 第 1 項中「実施医療機関及び治験責任医師の選定、治験薬の管理、副作用情報等の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る」とあるのは「治験薬の管理及び記録の保存の」と、第 15 条の 3 中「試験その他治験の依頼をするために必要な試験」

とあるのは「試験」と、第 26 条の 2 第 5 項中「製造数量等の製造に関する」とあるのは「製造数量の」と、「安定性等の品質」とあるのは「品質」と、第 26 条の 12 中「適切に保存」とあるのは「保存」と読み替えるものとする。

第 58 条で定められた規定は、法第 80 条の 2 第 4 項に規定する「厚生労働省令で定める基準」として自ら治験を実施しようとする者及び自ら治験を実施する者にそれぞれ適用すること。(改正局長通知)

本条は、法第 80 条の 2 第 4 項の厚生省令で定める基準、すなわち治験の依頼を受けた者が治験をするに当たって従うべき基準(治験を行う基準)を定めている。

治験を行う基準は、承認審査資料の基準としての治験を行う基準(第 4 章、第 27 条～第 55 条)と内容が全く同じであるため、同一の条項を準用することとしている。

(法第 80 条の 2 第 5 項の厚生省令で定める基準)

第 59 条 法第 80 条の 2 第 5 項に規定する治験の管理については、第 16 条(第 1 項第 5 号及び第 7 項を除く。)、第 21 条第 1 項並びに第 26 条第 1 項(第 1 号から第 4 号までを除く。)及び第 2 項の規定を準用する。この場合において、第 16 条第 5 項中「製造数量等の製造に関する」とあるのは「製造数量の」と、「安定性等の品質」とあるのは「品質」と、第 26 条第 1 項中「適切に保存」とあるのは「保存」と読み替えるものとする。

本条は、法第 80 条の 2 第 5 項の厚生省令で定める基準、すなわち治験の依頼をした者が治験を管理するに当たって従うべき基準(治験の管理の基準)を定めている。

治験の管理の基準は、承認審査資料の基準である治験の管理に関する基準(第 3 章、第 16 条～第 26 条)と基本的に内容が同じであるため、同一の条項を準用することとしているが、本基準が被験者の保護のため設けられ、その違反について罰則の適用があることにかんがみ、被験者保護のため特に重要な規定のみを準用し、必要な読み替えを行うこととしている。

## 7. 附則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(承認審査資料の基準に関する経過措置)

第 2 条 法第 14 条第 3 項に規定する資料のうち、この省令の施行前に収集され、又は作成されたもの及びこの省令の施行の際現に収集され、又は作成されているものについては、第 3 条中「次条から第 55 条までの規定の定めるところ」とあるのは「第 30 条第 1 項、第 35 条、第 44 条、第 47 条第 1 項、第 50 条第 1 項及び第 2 項の規定の定めるところ並びに薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成 9 年厚生省令第 29 号)第 1 条の規定による改正前の薬事法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 67 条各号の規定の例」と、第 50 条第 1 項中「文書により適切な説明を行い、文書により同意」とあるのは「適切な説明を行い、同意」とする。

2 法第 14 条第 3 項に規定する資料のうち、平成 9 年 6 月 30 日までに法第 80 条の 2 第 1 項の治験の依頼が行われた治験又は同日までに同条第 2 項の規定により届